

茨城県立日立第一高等学校・附属中学校いじめ防止基本方針

令和2年度11月改訂

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように「いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ということについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめ防止等のための対策を講じる。

(2) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

(3) 学校及び職員の責務

いじめを受けた生徒の生命・心身の保護をすることが特に重要であることを認識しつつ、いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にその問題に対応し、解消を図るとともに、その再発防止に努める。

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア いじめの未然防止

(ア) 一生懸命頑張っている者や弱い者にいじめをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。

(イ) 生徒の道德心を培い、自己有用感や共感的理解の能力を高め、心の通う人間関係を築くため、さまざまな教育活動を通して道德教育及び体験活動等の充実を図り、その具体的な指導内容を年間計画に盛り込む。

(ウ) 心の通じ合う生徒同士の関係づくりをすすめる、ホームルームを何でも話し合える民主的な場とするとともに、いじめに向かわない人間関係・環境づくりに努める。

(エ) 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

(オ) 「いじめの問題への取り組みについてのチェックポイント」に則り指導にあたる。

(カ) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

(キ) 保護者並びに関係機関との連携を図りつつ、いじめ防止のために生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、生徒や保護者に対し定期的な調査を次のとおり実施する。

①生徒対象のアンケート調査（被害調査）を年３回（６月，１１月，２月）実施する。

②生徒との教育相談（年２回）や保護者面談（年１回）での聞き取り調査を実施する。

(イ) いじめ相談体制

生徒及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるように次のとおり相談体制の整備を行う。

①スクールカウンセラーの活用

②教育相談部による相談窓口の設置

③その他の相談窓口の周知

(ウ) いじめ未然防止等のための教職員の資質の向上

いじめが疑われる場合には、早い段階から的確にかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知できるようにするため、いじめの未然防止等のための対策に対する校内研修を実施し、教職員の資質の向上に努める。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを未然防止し、また効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(２) いじめ防止等に関する措置

ア 茨城県立日立第一高等学校・附属中学校いじめ防止対策会議（以下「対策会議」という）の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策会議」を設置する。

(ア) 対策会議は次のもので構成する。

校長，教頭(2)，生徒指導主事(2)，教育相談部部長，学年主任(3)，年次主任(3)，養護教諭(2)，その他校長が必要と認める者(校医，PTA 生徒指導委員等)

(イ) 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合は、専門的な知見を有する者を臨時に構成員とすることができる。

(ウ) 校長は対策会議を総理し、対策会議を代表する。

(エ) 対策会議は次に上げる事務を所掌する。

①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正をおこなう。

②いじめの未然防止や早期発見に関すること。(アンケート調査，教育相談等)

③いじめ事案の確認とその対応に関すること。

④いじめ問題の具体的対応策を検討すること。

⑤いじめの相談窓口として相談を受けること。

(オ) 対策会議は校長が招集する。

(カ) その他、対策会議の運営に必要な事項は、校長が決定する。

イ いじめに対する措置

- (ア) 教職員は、いじめに対する相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行い、教職員間の共通理解を図る。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認めるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (エ) いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。
- イ 重大事案が発生した旨を、県教育委員会に報告する。
- ウ いじめの被害を受けた生徒や情報を提供した生徒を守るための措置を講ずる。
- エ いじめの加害生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせると共に、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導・支援する。
- オ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的かつ適時、適切な方法で提供する。
- カ 上記調査結果については、県教育委員会を通じて、県知事に報告する。
- キ いじめの被害を受けた生徒には、状況に合わせて継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰支援や学習支援を行う。
- ク 当該事態の事実我真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の項目にいじめの項目を加え、いじめの未然防止と早期発見、いじめへの対処と再発防止、いじめについての関係機関との連携、が適正に取り組まれているか評価する。

この評価を通して、いじめへの取組が計画通りに進んでいるか、体系的な見直しが必要かどうか、などをチェックし、必要に応じて年間計画等の修正を行い、より適切ないじめの防止等の取組について検証する。

「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」

茨城県立日立第一高等学校・附属中学校

いじめの早期発見・早期対応といじめを許さない学校づくりのために いじめ問題への取組みに対する点検として 全職員が定期的に以下の 26 項目を確認し、実践することとする。また、点検の結果 課題等が分かったときには速やかに全職員で共有するものとする。

なお、「いじめ」の定義については、一般的には、「①自分より弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされているが、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことに留意する必要がある。

また、一回限りの些細に見えることでも「いじめの芽」「いじめの兆候」として、いじめとして捉えることとする。

〈チェックポイント〉

（指導体制）

- (1) いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力した体制を確立して実践に当たっているか。
- (2) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- (3) いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。

（教育指導）

- (4) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。
- (5) 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。
- (6) 道徳や学級（ホームルーム）活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。
- (7) 学級活動や生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。
- (8) 生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。
- (9) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。
- (10) いじめを行う生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。

- (11) いじめられる生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。
- (12) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。

(早期発見・早期対応)

- (13) 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と生徒、生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。
- (14) 生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。
- (15) いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。
- (16) 生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。
- (17) いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。
- (18) いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。
- (19) 校内に生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。
- (20) 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。
- (21) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。
- (22) 生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。

(家庭・地域社会との連携)

- (23) 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。
- (24) 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。
- (25) いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。
- (26) PTA や地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。